

**有田市立病院 院内保育所  
運營業務委託仕様書**

**有田市立病院**

**平成30年1月**

1. 目的	3
2. 基本方針	3
3. 業務遂行に関する守秘義務等	3
4. 契約期間	3
5. 概要	4
6. 経費負担	4
7. 保育料等及び保育料・委託費の流れ	5
8. 保育内容・保育環境	5
9. 保育に従事する職員	6
10. 安全衛生	6
11. 危機管理対応及び保険	7
12. その他	7

## 1. 目的

有田市立病院(以下「病院」という)の円滑な病院運営に資するため、職員がキャリアを中断することなく安心して働き続けられる職場環境づくりの一環として、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる院内保育所を運営することを目的とする。

## 2. 基本方針

- (1) 病院では、以下の項目を重視し、本業務を実施する。受託者は、十分に理解した上で業務を実施すること。
  - ・保育所運営にかかる関係法令等の遵守
  - ・保育理念・基本方針に基づいた保育サービスの提供
  - ・保育児が安全かつ快適に利用できるような管理
  - ・保育児の安全確保、危機管理の徹底
  - ・個人情報保護の徹底
- (2) 受託者は、必要な知識、経験、技能を持った従事者をもって業務実施にあたりしめ、責任ある適切かつ円滑な業務の遂行に必要な体制を整備すること。
- (3) 受託者は、受託したすべての業務の遂行にあたり、従事者に病院との常に円滑な連携を図らせること。
- (4) 受託者は、病院の目的を理解し、従事者にその達成を常に意識させるとともに、常に問題意識を持ち、病院に対して業務改善のための企画・提案を行うこと。

## 3. 業務遂行に関する守秘義務等

- (1) 受託者は、受託した業務を遂行するための手順を明らかにし、最良の業務水準を維持するために、常にその改善を図ること。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者が本項に違反したことにより発生した損害については、病院は受託者と協議のうえ損害額を確定し、受託者が病院に対して賠償するものとする。

## 4. 契約期間

平成30年4月1日から、平成31年3月31日（単年）

## 5. 概要

### (1) 施設概要

【施設名】	おれんじ保育所
【所在地】	和歌山県有田市宮崎町6番地

	有田市立病院 西棟3階 院内保育施設	
【構造設備】	構造	鉄骨造
	建築年月	昭和58年1月
	延べ床面積	81.68㎡
	設置階数	3階
	保育室と便所の区画	有り
	乳児室	13.28㎡(採光・換気有り)
	保育室	31.11㎡(採光・換気有り)
	遊戯室	12.56㎡(採光・換気有り)
	事務室	9.38㎡
	沐浴・便所(児童用)	8.22㎡
	別添図面のとおり	

(2) 定員15名

基本定員 0歳児(5名)、1歳児(5名)、2歳児(5名)、  
3歳児以上は、当日の受入れ状況により小学就学前まで可能とする。

(3) 開所時間等(12/29~1/3の年末年始は休園)

- ① 通常保育 7:30 ~ 18:00
- ② 延長保育 18:00 ~ 20:00
- ③ 夜間保育 18:00 ~ 8:00
- ④ 早朝保育 6:30 ~ 7:30

(4) 保育形態(基本、事前申込み制)

- ①通常保育 ②延長保育 ③夜間保育 ④早朝保育

利用者数に余裕がある場合、前日までに申し込みして頂ければ可能とする。

(5) 給食・おやつ

病院給食委託先(調理・配膳・下膳)、おやつ(保育)

## 6. 経費分担

別添1のとおり

## 7. 保育料等及び保育料・委託費の流れ

別添2のとおり

## 8. 保育内容・保育環境

- (1) 認可外保育施設指導監督基準を遵守すること。
- (2) 保育理念・基本方針を明文化し、それらに基づいた保育を実施すること。
- (3) 保育内容は定期的に自己評価を行い、その結果により保育内容を見直すなど、保育の質向上や改善のための取り組みを行うこと。

- (4) 保育児が長時間心地よく過ごすことのできる環境を整備すること。
- (5) 保育児が自発的に活動できる環境、様々な表現活動ができる環境を整備すること。
- (6) 保育児が遊びや生活を通して人間関係が育つような配慮をすること。
- (7) 食事を楽しむことができるような工夫をすること。
- (8) 一人ひとりの保育児への理解を深め、発達状況にも配慮した保育を実施すること。
- (9) 乳児保育のための環境を整備すること。
- (10) 受託者は、保育所の運営に際し施設設備・遊具等の衛生的環境と美観の保持に努めると共に、省資源・省エネルギー等環境に配慮すること。
- (11) 年間を通して様々な行事を行うなど、保育児が過ごしやすい保育内容を提供すること。  
なお、年度当初には年間行事表を作成すること。

## 9. 保育に従事する職員

- (1) 0歳児は3:1、1・2歳児は6:1、3歳児以上、保育従事者の配置については認定外保育基準をもとに適切におこなうこと。
- (2) 保育所運営にかかる豊富な知識と経験を有する責任者として園長を配置し、病院との連絡・調整等を行うこと。また、保育経験及び乳児保育の経験を有する者で常勤職員をクラス毎に配置すること。
- (3) 保育児の健やかな保育のため、保育士は原則として年間を通し(1)に定めた配置をするとともに、受託者の事情により欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (4) 保育時間帯について責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくこと。
- (5) 災害(地震、台風等)発生時や警報が発せられた場合において、建物に被害が及ぶと予測される場合を除いて休園することなく園児を受け入れること。
- (6) 職員に対し保育知識や安全のための研修を行うなど、保育の質の向上や改善に努めること。
- (7) 受託者は毎日保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心掛けるとともに、業務報告書(日報)により運営状況を病院に報告すること。  
業務報告の手順、方法、その他管理運営のための各種報告については別に定める。

## 10. 安全衛生

- (1) 受託者は、認可外保育施設指導監督基準に準じ保育児の健康状態の確認を行うこと。
- (2) 保育児の健康管理、感染症への対応はマニュアル等に基づき適切に実施すること。
- (3) アレルギー疾患等の慢性疾患をもつ保育児に対しては、保育児の状況に応じて適切に対応すること。
- (4) 保育業務従事者の健康管理は、受託者の責任において実施すること。
- (5) 遊具・備品類などの定期点検等を行うなど事故防止のための安全確保に努めること。

- (6) 虐待を受けていることが疑われる保育児の早期発見に努め、情報を得られた場合には児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制を整えること。

## 11. 危機管理対応および保険

受託者は自然災害、人的災害、事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成すると共に、消防法等に定められた避難訓練を適宜実施し、対応について万全を期すこと。

また、受託者の暇庇にかかる賠償責任保険に加入すること。

加入にあたっては次の補償以上とすること。

- ① 対人賠償 1 事故につき 5億円 ② 対物賠償 1 事故につき 200万円

## 12. その他

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の関係法令及び通知等を遵守すること。
- (2) 本業務の運営の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。  
但し、やむを得ず業務の一部を委託しようとする場合において、当病院の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は病院の要請に応じて、保育所運営にかかる必要な打合せに出席し、必要な書類・資料を提供すること。
- (4) 新規申込にかかる保護者説明会・入所希望者面談等を開催すること。
- (5) 受託者は病院の要請に応じて、自治体に提出・届出が必要な資料を作成し、また自治体による保育所立入調査に対応すること。
- (6) 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換や個別面談など、分かりやすく情報を伝える工夫や配慮を行うこと。
- (7) 病院が新設する院内保育管理部会(病院職員、保護者代表、園長の三者で構成)に園長を出席させ、協力すること。
- (8) 安定した保育所運営を実施するために、保育士確保計画書を作成し提出すること。
- (9) 業務従事予定者にHBsの抗体検査、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘のIgG抗体検査(EIA法)に受けさせていること。  
なお、提出期限に実施が困難な場合は、実施計画書を提出すること。
- (10) 新旧受託者間の引継ぎについては、保育所の安定・継続的な運営及び保育児の安心安全な保育環境に支障を来すことのないよう十分配慮すること。
- (11) 旧受託者の職員が新受託者での雇用を希望する場合は、可能な限り応募の機会を設けること。
- (12) 本業務の実施にあたり、病院が特に必要と認めた場合は、受託者との合意により本仕様書の一部について追加、変更ができるものとする。